

平成 23 年度 健全化判断比率を公表いたします

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成 19 年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられています。この指標は、一定期間内の収支勘定を見る指標（フロー指標）としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と、ある時点での資産の量を測る指標（ストック指標）としての将来負担比率で構成されています。また、公営企業につきましては、資金不足比率で構成されています。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で（公営企業会計では経営健全化基準）財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

(単位：%)

指 標	相生市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.68	20.0
連結実質赤字比率	—	18.68	30.0
実質公債費比率	12.2	25.0	35.0
将来負担比率	141.6	350.0	—

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

(単位：%)

公 営 企 業 会 計	資金不足比率	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	

※資金不足額がない会計は「—」で表示しています。

相生市の各指標の算定結果は上記の表のとおりであり、いずれの指標についても早期健全化基準をクリアしています。しかし、相生市の財政運営が厳しい状況であることには変わりなく、これからも健全な財政運営に努めてまいります。

- ・ 実質赤字比率
普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。
- ・ 連結実質赤字比率
全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。
- ・ 実質公債費比率
一般会計が負担する公債費が標準財政規模に占める割合。
- ・ 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。
- ・ 資金不足比率
資金不足額が事業規模に占める割合。

※標準財政規模・地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模。